

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 大阪瓦斯株式会社

【英訳名】 O S A K A G A S C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 本 莊 武 宏

【本店の所在の場所】 大阪市中央区平野町四丁目1番2号

【電話番号】 06 6205 4537

【事務連絡者氏名】 財務部連結管理チームマネジャー 能 村 一 成

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
大阪瓦斯株式会社東京支社

【電話番号】 03 3211 2551

【事務連絡者氏名】 東京支社長 福 井 克 久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第197回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき提出します。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項および総額

当社普通株式1株につき5円（普通配当4円50銭、創業110周年記念配当50銭）

総額10,404,336,770円

支払開始日（剰余金の配当が効力を生じる日）

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の員数の上限を15名に減少させるとともに、さらなる執行と監督の分離（会長および社長を代表取締役に限らない）を可能とするため、第17条および第19条について変更する。

社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約の締結を可能とするため、第22条および第28条を新設する。

上記の規定の新設に伴う条文の繰り下げを行う。

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役として、尾崎裕、本荘武宏、久徳博文、松坂英孝、瀬戸口哲夫、池島賢治、藤田正樹、領木康雄、矢野和久、稲村栄一、藤原敏正、森下俊三および宮原秀夫を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、入江昭彦および八田英二を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％）	決議結果
第1号議案	1,510,498	10,424	821	97.97	可決
第2号議案	1,519,185	1,350	1,210	98.53	可決
第3号議案					
尾崎 裕	1,459,161	61,777	821	94.64	可決
本荘 武宏	1,498,929	22,011	821	97.22	可決
久徳 博文	1,498,731	22,207	821	97.20	可決
松坂 英孝	1,498,673	22,265	821	97.20	可決
瀬戸口哲夫	1,498,826	22,112	821	97.21	可決
池島 賢治	1,498,754	22,184	821	97.20	可決

藤田 正樹	1,498,632	22,306	821	97.20	可決
領木 康雄	1,498,555	22,383	821	97.19	可決
矢野 和久	1,498,769	22,169	821	97.21	可決
稲村 栄一	1,498,760	22,178	821	97.20	可決
藤原 敏正	1,497,449	23,489	821	97.12	可決
森下 俊三	1,473,070	47,869	821	95.54	可決
宮原 秀夫	1,473,032	47,907	821	95.54	可決
第4号議案					
入江 昭彦	1,424,257	91,978	5,486	92.38	可決
八田 英二	1,280,521	240,372	821	83.05	可決

(注) 各議案の可決要件は、次のとおりです。

- ・ 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・ 第2号議案は、議決権を行使できる株主の有する議決権(2,065,246個)の3分の1以上の出席と、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・ 第3号議案および第4号議案は、議決権を行使できる株主の有する議決権(2,065,246個)の3分の1以上の出席と、出席株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものの合計により可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛成、反対および棄権の各個数には、当日出席株主の議決権の数の一部を加算しておりません。